

重要

令和4年9月16日

各地域包括支援センター管理者 様

社会福祉法人 優輝会
指定通所介護事業所 恵珠苑
生活相談員 川原 正明
電話 (095) 828-1332

令和4年10月より介護報酬（加算）等の変更について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、当事業所運営につきまして、ご支援、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年10月からの介護報酬（加算）等の変更について、下記の通りとなりますのでお知らせいたします。なお、ご不明な点等ございましたらご連絡ください。

敬具

記

恵珠苑 通所型サービス（施設区分及びサービス提供区分について）				
施設区分	介護区分	恵珠苑通所介護事業所【I】算定基本単位		
		令和4年10月より	令和4年9月まで	10月との差
現行の介護予防 支援相当 ※ミニデイの実施なし	要支援1	1,672	1,672	変更なし
	要支援2	3,428	3,428	変更なし
※事業対象者の方は、週1回程度のご利用で要支援1の単位数、週2回程度のご利用で要支援2の単位数となります。				
加算関係単位				
	令和4年10月より	令和4年9月まで	10月との差	
サービス提供体制強化加算（I）イ	支援1⇒88	変更なし	変更なし	
	支援2⇒176	変更なし	変更なし	
運動器機能向上加算	225	変更なし	変更なし	
事業所評価加算	120	変更なし	変更なし	
介護職員処遇改善加算（I）	×0.059	変更なし	変更なし	
介護職員特定処遇改善加算（I）	×0.012	変更なし	変更なし	
科学的介護推進体制加算	40	変更なし	変更なし	
●介護職員等ベースアップ等支援加算	×0.011	0	新しく追加	各加算の合計単位に加算
令和4年10月より、介護職員等ベースアップ等支援加算を算定することとなりました。 このことから、サービス調整時に、一割負担額の増加によつての利用サービス変更等が考えられます。何卒、ご利用者様・ご家族様へご配慮いただきますようお願いいたします。				

以上